

第28回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第28回岩手町農業委員会総会は、令和4年10月20日、午後1時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 報告第1号 農地法施行規則（転用の例外）該当届について

日程第5 報告第2号 農地法により貸借された農地の解約について

日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第7 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第8 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 佐々木 金見

2番 乙茂内 丈久

4番 佐々木 夏子

6番 福士 好子

8番 瀬川 浩美

9番 幅 清一(職務代理)

(議長)10番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

3番 田中 正志

5番 福浦 昌博

7番 府金 秀一

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 八戸 裕雄

局長補佐 田村 育江

農地利用係長 千葉 優子

主事 藤川 翔太郎
農地利用最適化推進委員 白籬 康夫
農地利用最適化推進委員 宮手 正晴

(開会時刻 午後 1 時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第28回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

2番乙茂内丈久委員、4番佐々木夏子委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長にお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事務局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎報告第1号

議 長 日程第4、報告第1号、農地法施行規則、転用の例外該当届について、を議題とします。事務局より提案説明を求めます。

局長 補佐 報告第1号。議案書は、4ページをご覧ください。

農地法施行規則、転用の例外該当届について、農地法施行規則第53条第14号

の規定により、転用の例外届があったので報告するものであります。

5ページをご覧ください。

番号6、土地の所在、大字川口第33地割地内の畑14,846㎡の内4.50㎡について、●●株式会社が、無線基地局を設置するものでございます。今後、許可日より令和5年5月31日までの工事予定でございます。その後、それぞれ意思表示がない場合は、5年ごとの自動更新となります。

事業計画書等詳細につきましては、6ページから11ページをご覧ください。

以上報告を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号

議 長 日程第5、報告第2号、農地法により貸借された農地の解約について、を議題とします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案書は、12ページをご覧ください。

農地法により貸借された農地の解約について、貸借の合意解約の通知があったので報告するものでございます。

議案書は、13ページをご覧ください。

番号25、土地の所在は、大字川口第10地割地内、11地割地内、12地割地内の田及び畑合計13筆、面積13,851㎡において、親子間で使用貸借しておりましたが、今回解約し、再度親族間において今後契約する予定でございます。

以上、報告を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、以上で報告第2号を終わります。

議案第1号の案件につきましては、1番佐々木金見委員が、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終了するまで退席をお願いします。

(佐々木金見委員退席)

◎議案第1号

議 長 日程第6、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第1号。議案書は、14ページをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、農地法施行令第1条第1項の規定により提出された許可申請について可否の決定を求めるものでございます。

議案書は、15ページをご覧ください。

番号7、土地の所在は、大字久保第9地割地内の畑2,254㎡について、記載の譲り渡す方は相続により所有しましたが、県外に在住しており耕作及び管理ができないため、前所有者の時より耕作している地域の農業者の記載の方が譲り受け耕作していくとのことで贈与するものでございます。

番号10、土地の所在は、大字沼宮内第34地割地内の畑597㎡について、譲り渡す記載の方が県外に在住しており管理していくことができないため、隣人でもある親族の方が譲り受け管理していくものでございます。

場所につきましては、16、17ページをご覧ください。

18ページをご覧ください。

番号8、土地の所在は、大字土川第4地割地内の畑2筆、合計11,052㎡について、譲り渡す方は町外に在住し耕作できないとのことで記載の総額3万円で売買するものでございます。

番号9、土地の所在は、同じく大字土川第4地割地内の畑2筆8,159㎡について、譲り渡す方が、耕作して行くことができないとのことで記載の総額2万円で売買するものでございます。

なお、今回の2件の売買につきましては、譲り渡す方は、ご兄弟で相続し農地を取得したものの耕作管理ができないとのことで、ご兄弟の方々の要望により譲り渡す方に贈与するものでございます。

場所につきましては、19、20ページをご覧ください。

また、詳細につきましては、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査員の方より調査報告をお願いします。

宮手推進委員 現地調査の結果について、推進委員の宮手から報告いたします。

本日、午前9時から福士委員、白旗推進委員と事務局で現地を確認して参りました。

3条申請の受付番号7番から10番の農地について報告します。

7番の農地は県道岩手大更線沿いで●●付近にあり、畑として耕作、管理されておりました。

10番の農地は国道4号と●●へ通じる町道の接道部分の300メートルほど南側にあり、草刈等は行われていましたが休耕畑として管理されておりました。

8番の農地は新田地区、●●の南側にあり畑として管理されておりました。

9番の農地も新田地区、●●の150メートルほど西側にあり畑として管理されておりました。

いずれの申請も譲り受ける側の機械および労働力は確保されており、問題ないと確認いたしました。以上で報告を終わります。

議 長 ただいま4件の報告をいただきました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 打ち切ってよろしいですか。では、これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

(佐々木金見委員復席)

◎議案第2号

議 長 日程第7、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第2号。議案書は21ページをご覧ください。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、農地法第4条第2項の規定を準用し提出された許可申請について、同条第3項の規定により意見の決定を求めるものでございます。

議案書は、22ページをご覧ください。

番号9、土地の所在は、大字川口第10地割地内の田3筆1,868.76㎡について、太陽光発電装置を建設し、電気を販売するため土地代総額80万円にて記載の所有者と買受ける株式会社●●との合意により売買し転用するものでございます。1㎡あたり428円となります。

場所等詳細につきましては、23 から 27 ページをご覧ください。

番号 10、土地の所在は、大字沼宮内第 5 地割地内の畑 2 筆、合計 343 m²について、一般住宅を建設するため記載の土地代総額記載の 340 万円にて売買し、転用するものでございます。なお 1 m²あたり 9,912 円となります。

場所等詳細につきましては、28 から 33 ページをご覧ください。

以上、事務局説明を終わります。

なお、こちらも現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。また、岩手県知事への許可申請に係る意見書・調査書につきまして、事務局より説明いたします。

議 長 続いて、現地調査報告及び意見書等の説明をお願いします。

白旗推進委員 現地調査の結果について、推進委員の白旗から報告いたします。

先ほどのメンバーで現地を確認して参りました。

5 条申請、受付番号 9 番と 10 番の農地転用の件について報告します。

9 番の農地は●●の 70 メートルほど西側にあり休耕田として管理されておりました。

10 番の農地は●●前を 400 メートルほど南下した所にあり休耕し原野状態として管理されておりました。

申請に際し周辺農地への影響はなく、また、転用する計画の面積、内容にも問題がないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

主 事 続きまして、私の方から意見書・調査書について説明します。

受付番号 9 番の申請について説明します。23 から 25 ページをご覧ください。転用目的は太陽光発電施設設置に伴うものであり、売買による所有権移転が行われます。26、27 ページをご覧ください。

(意見書・調査書の内容を説明)

続きまして、受付番号 10 番の申請について説明します。28 から 31 ページをご覧ください。転用目的は一般個人住宅建築に伴うものであり、こちらも売買による所有権移転が行われます。譲受人は住宅土地共に夫婦での持ち分 2 分の 1 ずつの共有財産にする予定のため連名での申請となっております。32、33 ページをご覧ください。

(意見書・調査書の内容を説明)

議 長 一連の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

4 番佐々木委員 以前川口地区に設置したソーラーパネルの周りの草刈あまり出来ていない。今

回は住宅街。草刈など環境を整備してほしいが誰が責任を持つのか。

主 事 所有権移転なので会社が土地の持ち主となり、会社の責任になる。例えば草刈をしなかった結果、荒れて隣接する農地、住宅に被害が出てくるのであれば、まず、事務局を通して許可権者である県の方から指導が入ります。

4 番佐々木委員 会社の営業所が地元でない以上、環境整備をしっかりとってほしいと一言話をしていただきたい。

事 務 局 長 事業計画書で管理のやり方を確認するなど今後の対応につなげたい。

9 番 幅 委 員 会社は大阪だが、岩手県で代理店をやっている会社が申請にくるのか。

主 事 土地を買い取る会社と工事を施工する会社は別です。八戸にある工事を施工する子会社が申請しましたが、その後の実質的な対応は施工会社の親会社とのことです。

9 番 幅 委 員 以前視察に行った営農型太陽光発電の畑ワサビ。それからものになっているか。

事 務 局 長 昨年植えて1年ちょっとで収穫という計画。今年の報告はまだですが、営農型については毎年報告する義務があり、町から県に書類を進達します。営農に結び付いていない場合、その後の指導をしていただきたいと県に働きかけたい。

太陽光発電、県は維持管理まで指導できないというのが実情です。規制をかけられる要件がなく苦慮しておりますが、環境保全の条例とか何らかの対応で、農業委員会としては条例を作ることが出来ないが担当部局に要請しております。もうしばらくお時間をいただきたい。

議 長 他ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

議 長 賛成多数と認め、原案のとおり可とすることに決定いたします。

◎議案第3号

議長 日程第8、議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

局長補佐 議案第3号。議案書は34ページをご覧ください。

農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、農地法の適用外証明願が提出されたので可否の決定を求めるものでございます。

番号12、土地の所在は、大字五日市第10地割地内の畑、現況宅地となっている6.48㎡について、平成12年に隣地の所有者が境界を誤り住宅の敷地とし、擁壁を設置し現在に至っているものでございます。

番号13、土地の所在は、大字川口第14地割地内の畑について平成10年以前より、立地条件が悪く耕作しておらず、現在は山林となっているところであります。

番号14、土地の所在は、大字五日市第12地割地内の畑2筆392㎡について、住宅を建設した昭和26年より居住地への通路や物置を設置し、住宅用地とし利用し現在に至っているものでございます。

番号15、土地の所在は14番と同じ大字五日市第12地割地内の畑633㎡について、所有者が昭和62年頃から町外に転出してから管理出来ず、現在は原野となっているものでございます。

場所等につきましては、36から39ページをご覧ください。

以上、事務局説明を終わります。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

議長 続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いします。

白旗推進委員 現地調査の結果について、推進委員の白旗から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

適用外証明願の受付番号12番から15番の農地について報告します。

12番の対象地は五日市の●●付近にあり、申請の通り隣地宅の擁壁が設置されていることを確認いたしました。

13番の対象地は上境田の●●南側にあり、山林・原野化しており時期も概ね申請の通りであると確認、判断いたしました。

14番と15番の農地は4筆共に●●の150メートルほど西側の北上川沿いにあり、それぞれ申請の通り14番の農地は宅地としての一体的な利用を、15番の農地は原野化しているのを確認いたしました。

それぞれの対象地において、今後農地に復元することは困難であり、農地法の適用を受けない非農地とすることは、やむを得ないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 現地調査員の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

6 番福士委員 現地確認の際、近所の方に番号15番の農地、小動物が出て大変だったと聞いたが、油代くらい助成出来ないのか。

主 事 この件の経緯ですが、14 番の方が 15 番の方に苦情を出されていました。出来る事なら自分で草刈したいが土地に入る訳にもいかない。その後、話がついたようで、非農地になってから 14 番の方が 15 番の農地を買い取り管理していきます。ですので、助成することは出来ないと考えます。

議 長 他ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。
議案第 3 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたします。

◎議案第 4 号

議 長 次に日程第 9、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第 4 号。議案書は 40 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき策定された令和 3 年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求めるものでございます。

41 ページをご覧ください。

今回の 2 件については、岩手県農業公社の売買支援事業により売買するものでございます。

番号 128 について、大字土川第 3 地割地内の畑 2 筆、計 8,695 m²について、先月の総会にて岩手県農業公社へ売買する承認をいただいたものでございます。

今回は、農業公社が記載の担い手の方に同額である記載の金額で売買し、所有

権移転するものです。

番号 129 については、128 番と同じ土川第 3 地割地内の畑 2 筆 16,796 m²について、土地代 50 万円にて岩手県農業公社へ売買するものでございます。

この 2 件の前所有者●●さんは、自分では耕作または管理していくことができないとのことで、地域の担い手である●●さんとの合意により所有権移転するものでございます。

以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、可とすることに賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第 4 号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎閉会の宣言

議 長 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもちまして会議を閉じ、第 28 回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 2 時 40 分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長（会長）

2 番

4 番